

地名商標製品の専用マーク管理規則

2007年2月1日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

地名商標製品の専用マーク管理規則

(2007年2月1日国家工商行政管理総局公布)

第1条 地名商標に対する保護を強化し、地名商標登録者の合法的權益を保護し、地名商標製品の専用マーク（以下専用マークと略称する）の使用を規範化するために、「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国商標法実施条例」の関連規定に基づき、本規則を制定する。

第2条 本規則に言う専用マークとは、国家工商行政管理総局商標局が地名商標製品のために設けた専用マークであり、当該専用マークを使用する製品の地名商標は既に国家工商行政管理総局商標局の登録・承認を経ていることを表明するために用いる。

第3条 専用マークの基本デザインは、中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局が、漢字と英語の字体、中国の地名商標の字体、地理的表示の変形フォント、小麦と天壇のデザインにより構成し、緑色（C：60M：0Y：100K：0；C：100M：0Y：100K：50）と黄色（C：0M：20Y：100K：0）を専用マークの基本構成色とする。

第4条 既に地名商標を登録済みの合法的な使用者は、その地名商標製品上に、当該専用マークを同時に使用することができ、併せて当該知名商標の登録番号を明示することができる。

第5条 専用マークの使用者は専用マークを商品、商品の包装または容器に用いることができる、若しくは宣伝、展示およびその他商業活動に使用することができる。

第6条 専用マークの使用には、如何なる費用の支払いも必要としない。

第7条 専用マークは地名商標と併せて使用しなければならない、単独で使用してはならない。

第8条 地名商標の登録者は、専用マークの使用者の使用行為について監督を行う。専用マークは、国家工商行政管理総局商標局が公布する専用マークの様式に基づき、厳格に使用しなければならない、勝手に変更してはならない。

第9条 専用マークは「中華人民共和国商標法」第10条で保護を規定する政府の公的マークに属し、各級の工商行政管理部門は、専用マークの管理に責任を負う。専用マークの無断使用、または専用マークと類似するマークについては、各級工商行政管理部門が「中華人民共和国商標法」「共和国商標法実施条例」の関連規定に基づき、処分することができる。

第10条 本規則は国家工商行政管理総局により説明する。

第11条 本規則は2007年1月30日から施行する。

